

道路の位置の指定申請書

令和 7 年 10 月 9 日

(あて先) 川崎市長

住 所 東京都千代田区丸の内2-7-2
申請者 株式会社オープンハウス・ディベロップメント
氏 名 代表取締役 福岡良介

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1	築造主住所氏名	東京都千代田区丸の内2-7-2 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介		
2	代理者住所氏名	川崎市麻生区王禅寺東5-31-7 イーブン環境設計 廣瀬芳政 電話 080-(5066)-0321		
3	指定を受けようとする土地	(1) 地名地番	川崎市幸区鹿島田二丁目656番6, 657番28及び657番29 (地目) 宅地	
		(2) 用途地域	第一種住居地域	(3) 容積率及び建ぺい率 200 % 60 %
		(4) 防火地域	防火 準防火 指定なし	(6) その他の区域、地域又は地区 第3種高度地区
		(5) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定	(一) (二) (三) 指定なし	
4	指定を受けようとする道路の幅員及び延長	道路幅員 W= 4.50m 道路延長 W=14.76m		
5	指定を受けようとする道路の位置の標示方法	L型側溝、地先境界ブロック、境界杭、鉢		
6	道路築造着工予定日	R7 年 10 月 25 日	9 土地面積	私道面積 70.66 m ²
7	道路築造完了予定日	R8 年 1 月 31 日		宅地面積 306.75 m ²
8	宅地面積	3 区画		合計 377.41 m ²
備考	・ 自己用 ○ 土地分譲 ・ 建築物分譲 ・ 既存整備 ・ その他 ・ 宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可 (要 ・ 不要)			
※受付処理欄			※指定公告欄	指定 令和8年 1 月 21 日 年第 221 号
			公告 令和8年 1 月 21 日 第 号	

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
3 3の項(4)及び(5)の号並びに備考は、該当するものを○で囲んでください。

委 任 状

代理人 住所 川崎市麻生区王禅寺東 5-31-7
氏名 イーブン環境設計 廣瀬芳政

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

1 事業等の名称

(仮称)川崎市幸区鹿島田 223②計画

2 事業区域に含まれる地域の名称

申請地：川崎市幸区鹿島田二丁目 656 番 6,657 番 28 及び 657 番 29

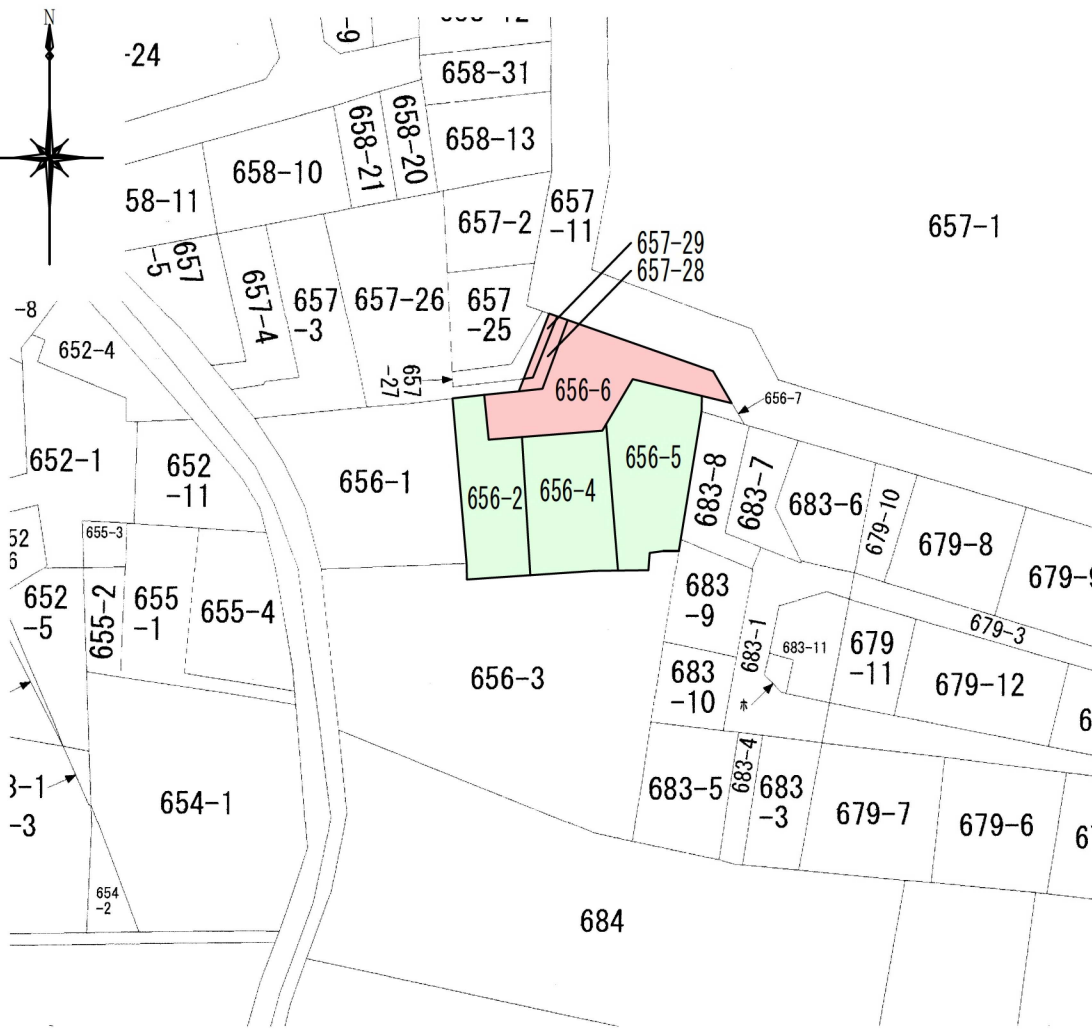
上記事業に関し、道路の位置の指定の諸手続きと交付される文書の受領
に関する一切の権限（変更行為も含む）を委任する。

令和 7 年 10 月 3 日

委任者 住所 東京都千代田区丸の内 2-7-2
氏名 株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介
電話 03-6213-0770



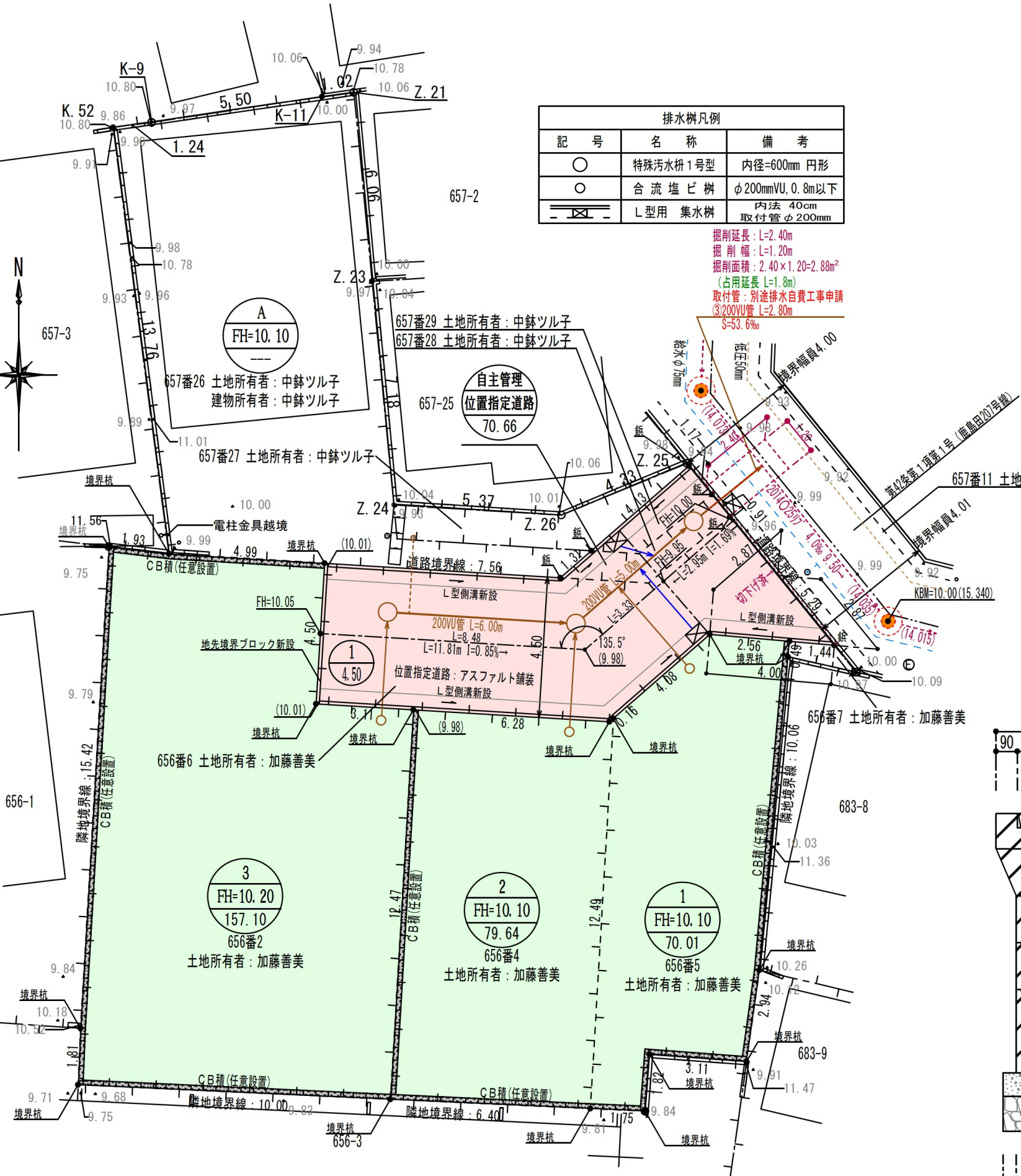
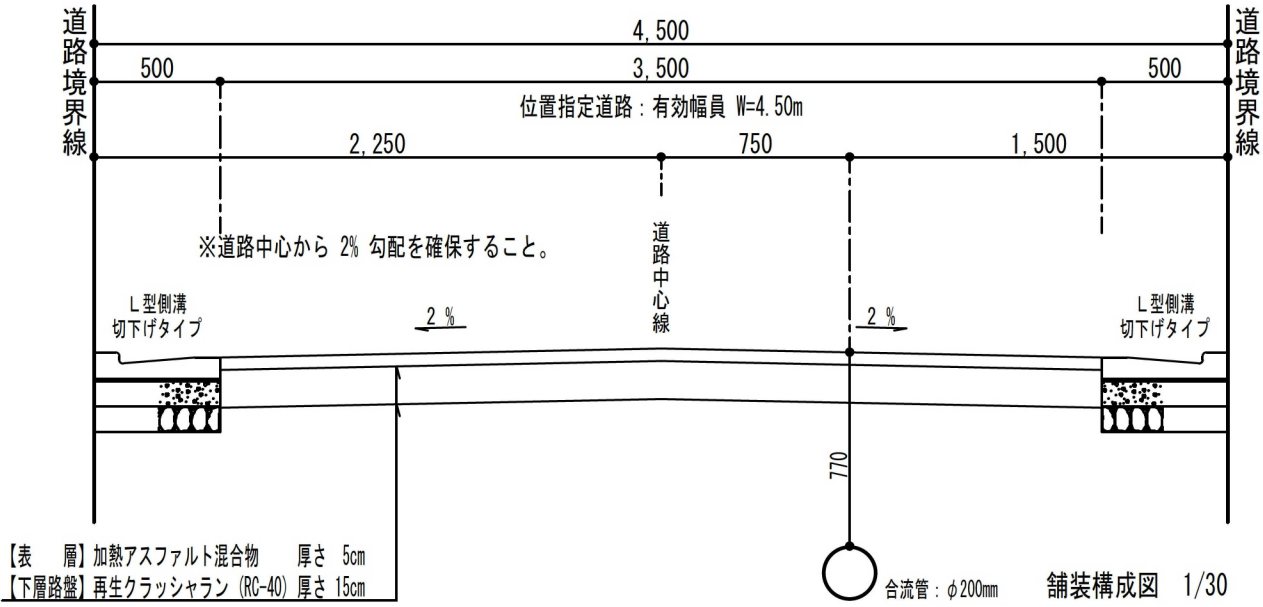
付近見取図 1/2500



川崎市幸区鹿島田二丁目

公図の写し 1/600

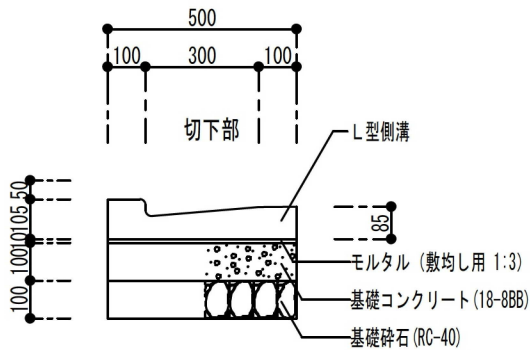
閲覧所：横浜地方務局麻生出張所
勝写年月日：令和07年08月19日
調査・複写：イーブン環境設計 廣瀬芳政



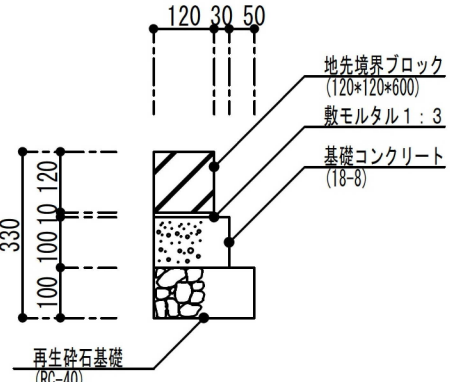
敷地計画図 1/150

所在地	川崎市幸区鹿島田二丁目656番6, 657番28及び657番29	
指定年月日	令和8年 1月 21日	
指定番号	年第 221号	
公告年月日	令和8年 1月 21日	
公告番号	第 号	
道路の幅員及び延長	4.50 m ×	14.76 m
私道面積	70.66	m ²
宅地面積	306.75	m ²
合計	377.41	m ²
図面製作者	川崎市麻生区王禅寺東5-31-7 イーブン環境設計	
住所氏名	代表 廣瀬芳政	

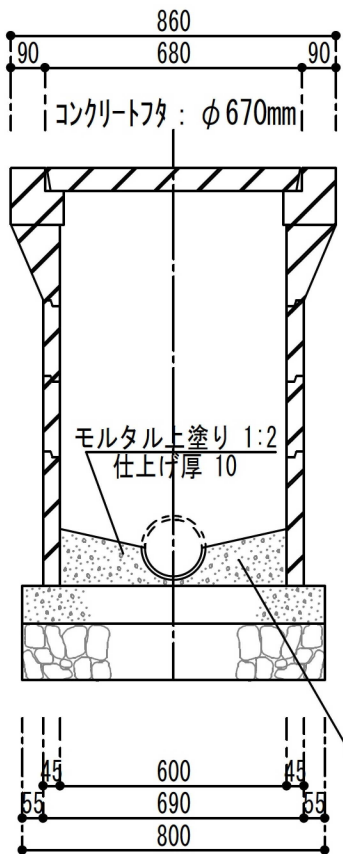
L型側溝構造図 1/20



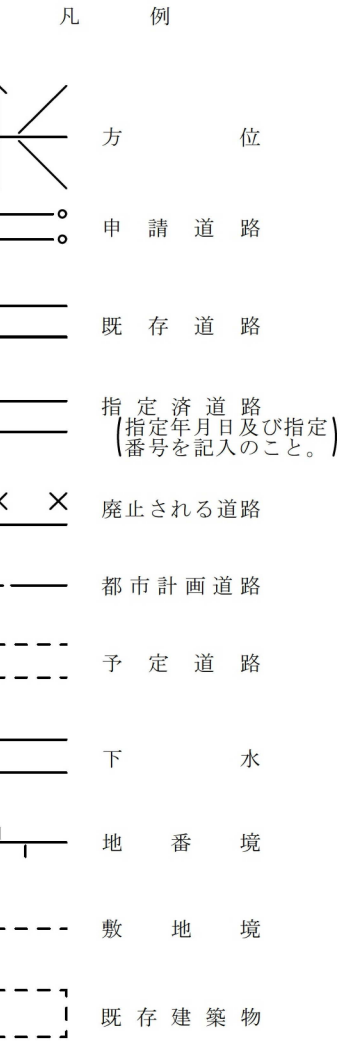
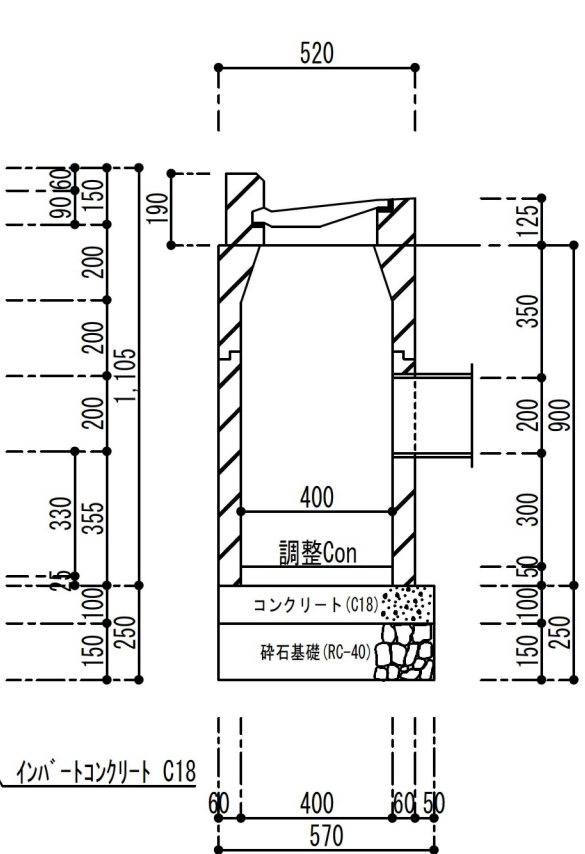
地先境界ブロック 1/15



【特殊汚水ます1号型】
(内径60cm) 構造図 1/20



【L型用集水樹】
(内径40cm) 構造図 1/20



- (注)
- 一、付近見取図は、公図の写し及び敷地計画図と方位を一致させ、最寄駅その他の目標物を正確に記載すること。
 - 二、公図の写しには、写した日時、場所及び写した者の氏名を記入すること。
 - 三、敷地計画図には地番境及び地番を記入し、それぞれ権利者の氏名を記入すること。
 - 四、図面の縮尺は、二百分の一以上（各部構造図については二十百分の一以上）とすること。
 - 五、単位は「メートル」（小数点以下二位まで）とする。